

# 市介護保険事業計画

市では、高齢者福祉関連団体等の代表委員からなる策定委員会を設置し、「確かな未来へ夢はぐくむまち 南陽」の実現に向け重点目標を掲げ、平成26年度までの3年間の保険給付等サービスを見込んだ第5期事業計画を策定しました。

## 3つの重点目標

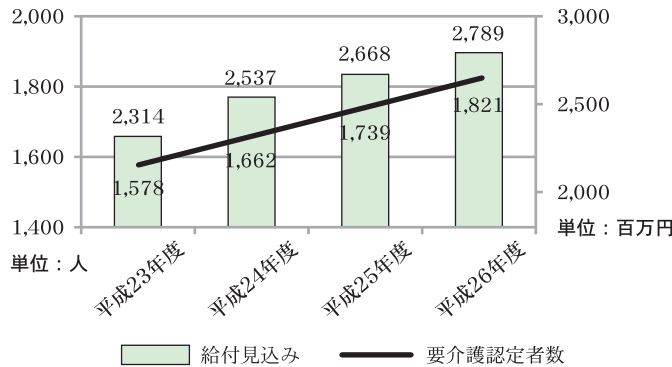
【介護予防対策の推進】  
住み慣れた地域で高齢者がいきいきと生活が送れるように、高齢者の介護予防に努めます。

【地域の絆づくり】  
雪下ろしや除雪体制等、各種ボランティア団体を通して地域で高齢者を見守る体制を構築し、地域の絆を再構築します。

【地域で支える仕組みづくり】  
地域包括支援センター、地域組織、ボランティア、社会福祉協議会等が連携し、地域で高齢者を支える体制を充実します。

## 介護保険の見込み

平成12年度の介護保険制度開



始以降、要介護認定を受ける方の増加やサービス基盤の充実、特に近年の地域密着型の特別養護老人ホーム、グループホーム等整備により、サービス利用者は年々増加しています。

そのため、今年度から平成26年度の保険給付費は25億3千7百万円から27億8千9百万円程度に伸びると見込まれ、施設サ

ービス利用時の食費や居室費軽減のための給付、高額介護サービス給付等を含めると、3年間の給付費の合計は84億6千万円程度になると見込まれます。

この給付費の半分は、税金(国、県、市)で負担し、残りの半分は保険料で負担します。

## 65歳以上の保険料見直し

65歳以上の方には給付費の21%を負担していただきます。これまで、基金を取り崩して活用することにより保険料負担の上昇を抑制し、健全な財政運営に努めています。介護給付費の増加により保険料が見直され、基準額の月額保険料が4700円となりました。

昨年度基準額から月額で850円の増となりますが、県内平均月額4784円、全国平均月額4972円を下回っています。

## 所得段階と保険料

介護保険料は、収入・所得や世帯員の課税・非課税によって1〜10段階に分かれます。

### ●問合せ先

- ▽事業計画・保険料Ⅱ福祉課介護管理係 (☎内線282)
- ▽高齢者の相談Ⅱ地域包括支援センター (☎内線284)
- ▽保険料の納め方Ⅱ税務課収納係 (☎内線224・228)

▽65歳以上の方の保険料は市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

▽「基準額」は所得段階の「第6段階」の額です。

▽今年度の所得段階と保険料は次のとおりです。

【第1段階 2万8200円】

◆対象 ▽生活保護を受給している方▽老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方

【第2段階 2万8200円】

◆対象 世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

【第3段階 3万9400円】

◆対象 世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方

【第4段階 4万2300円】

◆対象 世帯全員が市民税非課税の方で第2段階、第3段階に該当しない方

【第5段階 4万7900円】

◆対象 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

【第6段階 5万6400円】

◆対象 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

【第7段階 6万7600円】

◆対象 本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方

【第8段階 7万8900円】

◆対象 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方

【第9段階 9万2000円】

◆対象 本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満の方

【第10段階 10万1500円】

◆対象 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の方